

入札参加者等の皆様へ

熊 谷 市

入札参加者等の遵守事項について

熊谷市が発注する工事の競争入札への参加及び受注した工事の施工にあたっては、下記の事項を遵守してください。

また、受注した工事の一部を下請させるときは、下請負者に対し、この遵守事項について周知するよう努めてください。

記

1 関係法令の遵守について

- (1) 入札参加者は、関係法令及び熊谷市の契約関係諸規則等を遵守しなければならない。
- (2) 入札参加者は、熊谷市建設工事請負契約約款、設計図書、図面、仕様書（現場説明書、質疑応答書を含む。）、公告又は指名通知の記載事項及び現場を熟知の上、入札に臨まなければならない。
- (3) 入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (4) 受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第22条に規定する一括下請行為等に抵触する行為を行ってはならない。
- (5) 事業協同組合等にあつては、中小企業等協同組合法等関係法令を遵守しなければならない。
- (6) 受注者は、建設工事の積算にあたっては、埼玉県工事標準積算基準書、埼玉県単価表等により積算している点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについて配慮するものとする。

2 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

- (1) 受注者は、工事の適正な施工を確保するために下請契約を締結しようとするときは、建設産業における生産システム合理化指針を遵守し、下請業者の適正な選定、下請代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い、元請・下請関係の合理化に努めなければならない。
- (2) 受注者は、下請契約を締結する場合は、熊谷市建設工事請負契約約款第7条第1項の規定により、当該契約の相手方を熊谷市内に本店又は建設業法に規定する主たる営業所を置く業者から選定するよう努めなければならない。
- (3) 受注者は、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方を社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入している建設業者から選定するよう努めなければならない。ただし、当該契約の相手方が社会保険等への加入について適用除外である場合はこの限りではない。
- (4) 受注者は、下請契約を締結したときは、施工体制台帳を発注課（所）に提出しなければならない。
また、下請代金の総額にかかわらず施工体系図を作成して、発注課（所）に提出するとともに、工事現場（工事関係者及び公衆が見やすい場所）に掲示しなければならない。
- (5) 受注者は、下請代金の支払いについて適正に行うとともに、下請業者の倒産、資金繰りの悪化等により、関係者の間で、請負代金や賃金の不払い、資材納入、リース、運送等に係る代金の不払い等、不測の損害が生じないように十分に配慮するものとする。

- (6) 受注者は、建設産業における所定労働時間について、労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の規定に基づき、全ての事業場で週40時間制となっていることから、工事の施工にあたっては、建設現場の就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する方法を通じて、週所定労働時間40時間制の確保に努めるものとする。

3 建設資材納入業者との契約について

- (1) 受注者は、建設資材納入業者との契約にあたっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう、公正な取引を確保するよう努めるものとする。
- (2) 受注者は、建設資材納入業者との契約にあたっては、熊谷市建設工事請負契約約款第7条第2項の規定により、熊谷市内に事業所を有する者から選定するよう努めるものとする。

4 労働基準の適正化及び労働災害の防止等について

- (1) 受注者は、労働者の福祉向上のため、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険等）への加入及び法定福利費の適切な支払いに関し、必要な措置を行うよう努めるとともに、下請業者に対しても同様の対応を行うよう指導すること。
- (2) 受注者は、建設労働者の確保並びにこれらの労働者の健康の保持、適正な労賃の支払等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には、元請、下請が一体となって、仕様書等に定めるところにより特段の注意を払うものとする。

5 ダンプトラック等による過積載の防止等について

- (1) 受注者は、工事の施工にあたって、工事資材等の運搬については過積載を行わないこと。
また、過積載を行っていると認められる資材納入業者から資材の納入を受けないなどの必要な措置をとるよう努めるものとする。
- (2) 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等加入者の使用に努めるものとする。

6 建設業退職金共済制度（建退共）への加入等について

- (1) 受注者は、建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、勤労者退職金共済制度に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付しなければならない。
- (2) 受注者は、1件あたりの請負代金額が500万円以上の工事請負契約を締結した場合は、勤労者退職金共済機構の発注者用掛金収納書を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書（別途規定の様式による。）を、契約締結後1か月以内に発注課(所)に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、工事の一部を下請に付する場合は、下請業者に対して本制度について説明を行うとともに、下請業者が雇用する本制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付すること、又は掛金相当額の下請代金への算入を通じて、本制度の促進に努めなければならない。
- (4) 受注者は、建設業退職金共済事業本部埼玉県支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）の交付を受け、現場事務所等に掲示し、対象となる労働者への周知を図るものとする。
- (5) 受注者は、建設業退職金共済証紙購入状況報告書の提出のあった工事が完成したときは、自ら又は下請業者が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績について、速やかに建設業退職金共済証紙添付実績報告書（別途規定の様式による。）を発注課(所)に提出しなければならない。

7 技術者等の適正な配置について

- (1) 受注者は、1件の請負代金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の建設工事を施工するにあたっては、工事現場ごとに専任の主任技術者（建設業法に規定する経營業務管理責任者又は営業所専任技術者のいずれにも該当しない者）を配置しなければならない。
- (2) 受注者は、元請者が工事現場ごとに配置しなければならない主任技術者のうち、特定建設業者が請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者を配置しなければならない。
なお、監理技術者は、工事に従事しているときは、常時資格者証を携帯し、発注者から請求があったときは、資格者証を掲示しなければならない。
- (3) 主任技術者及び監理技術者については、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者（入札の申込のあった日から以前に3か月以上の雇用関係がある者をいう。）を選任するものとする。
- (4) 建設業法に規定する経營業務管理責任者又は営業所専任技術者が、現場代理人となることはできない。ただし、1件の請負代金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満の建設工事においては、経營業務管理責任者（営業所専任技術者を兼ねている者を除く）が現場代理人となることを可とする。
- (5) 現場代理人の選任にあたっては、他工事現場との兼務を禁止する。ただし、次の掲げる条件を全て満たす工事で、入札公告又は入札指名通知において現場代理人の兼務を認めているもの限り、1人の者が2件までの工事の現場代理人を兼務することを認めることとする。
 - ・ 国又は地方公共団体の発注した工事であるもの
 - ・ 工事現場が熊谷市内、深谷市内又は寄居町内であるもの
 - ・ 主任技術者を専任で配置する必要のない工事（建設業法第26条第3項に該当しない工事）また、工事現場の常駐を要しない期間（請負契約締結後から現場施工に着手するまでの期間や竣工検査が終了し、後片付け、事務手続が残っている期間、工事を一時中止している期間、並びに工場製作のみが行われている期間）においては、兼務を認めることとする。

8 CORINSへの登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の全ての工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注、変更、完成及び訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録を行うとともに、同登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを発注課(所)に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする

9 経營業務審査の義務について

一定の公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、建設業法第27条の23の規定により経營業務審査を受けることが義務付けられている。

このことから、経營業務審査を受けていない業者は、熊谷市の工事を元請として請け負うことができなくなる場合があるので、毎決算期ごとに経營業務審査を受け、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを契約課に提出するものとする。

10 ディーゼル車規制に適合した車両の使用について

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場で使用し、又は使用させる自動車（資機材等の搬出入に使用するものを含む。）は、ディーゼル車以外の自動車（ガソリン車、天然ガス車、LPG車等）又は埼玉県生活環境保全条例に適合するディーゼル車としなければならない。

11 不正軽油使用の禁止について

- (1) 受注者は、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入に使用するものを含む。）及び建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）及び埼玉県生活環境保全条例に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用してはならない。
- (2) 埼玉県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人が必ず立ち会うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、受注者は、速やかに是正措置を講じなければならない。

12 暴力団等からの不当要求及び工事妨害の排除について

- (1) 受注者は、工事の施工にあたり、暴力団等から不当要求及び工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出る等の措置を講じなければならない。
- (2) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力し、不当介入及び工事妨害の排除対策を講じなければならない。

・担当：熊谷市総務部契約課 契約検査係 電話：048-524-1111 内線 511, 512, 515